



巻末企画

コロナ禍でも業務に臨む 担当者のお悩みに応える

コロナ禍の対応で法人担当者が抱える悩みを7つ挙げ、その処方箋を紹介する。

岩瀬万里夫

お悩み 1

「借りられるだけ借りたい」
「返す方法は考えていない」
そんな取引先が多くて困る…



新

型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛や外出自粛要請の影響で売上が激減し、資金繰りに苦しむ取引先が急増している。

こうした事態を受けて、日本政策金融公庫では、中小企業事業で3億円、国民生活事業で6000万円を上限とする「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設。返済期間は設備資金なら20年以内、運転資金なら15年以内で、据置期間が5年以内という破格の好条件だ。しかも要件を満たせば、当初の3年間は実質無利子となる。

これに限らず、民間金融機関においても、上限3000万円、据置期間最大5年、当初3年間は実質無利子という条件で、民間金融機関において「借りられるだけ借りたい」状態にある取引先が増えている。

「公的な融資制度も「負債」であることを理解してもらおう」

初3年間は実質無利子という「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いは始まった。いずれの制度も、危機的状況であることを踏まえて審査に弾力性を持たせており、申し込めばほぼ融資が受けられるといわれている。

こうなれば、「とりあえず借りられるだけ借りておこう」という行動に出る取引先も少なくないだろう。

ただし、こうした制度は、当然ながら「借入れ」であり、据置期間が終われば返済義務が生じる。その

とき取引先の売上が戻っていないければ資金繰りは苦しいままであり、返済に窮することだろう。まずは、そのことを取引先にしつかり認識してもらいたい。

売上の回復が見通せない中で、借入れに頼らず資金繰りを回すには、支出の削減、とりわけ固定費の削減が欠かせない。毎月いくら固定費がか

お悩み 2

デメリットを理解しないまま
元本据置を最長期間に
するように要求してくる…



本政策金融公庫の特別貸付（国民生活事業）は、融資額が6000万円、返済期間は運転資金15年以内で据置期間が5年以内、当初3年間は利子補給があり実質無利子とされている。そこで、元金均等返済で6000万円を期間15年で借り入れた場合の返済額が「据置なし」

「据置期間終了後の「負担」にも十分に配慮してもらおう」

と「据置あり（5年）」でどう違うのか比較してみよう。実際に試算してみたのが、図表だ。利子補給が終了する4年目からは支払利息が発生するが、「据置なし」は元本の支払いが約1万4000円少ない。

さらに据置期間が終了する6年目以降については、「据置あり」の場合には毎月50万円の元本返済が始まるため、いきなり56万5000円の資金負担が発生する。15年間の支払合計額は、実は「据置あり」のほうが「据置なし」よりも177万円も多いのだ。

ま

た、民間金融機関で取扱いが始まった「新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・無担保）」も元本返済の据置期間は5年だが、借入期間は10年以内とされていることに注意しておきたい。据置期間を最長5年とすると、残りの5年で元金を返済しなければならぬ。

取引先が5年後に業績が回復していない場合、再度の借入れや条件変更が必要になる可能性が高い。もともと、その時点でも日本政策金融公庫や民間金融機関が今日のように柔軟な条件変更対応を行うかどうかは不透明である。

ちなみに、利子補給の手続きにも注意したい。都道府

●「据置あり／なし」の返済額の比較

	据置あり（当初5年）			据置なし			差額（A-B）
	毎月返済元金	利息	A 支払額計	毎月返済元金	利息	B 支払額計	
3年目まで	0	0	0	333	0	333	-333
4・5年目	0	67	67	333	53	386	-319
6年目以降	500	65	565	333	43	376	189
15年間の支払額合計	60,000	5,667	65,667	60,000	3,895	63,895	1,772

県・市町村の実質無利子制度は、民間金融機関が自治体に利息分を請求して利用者の口座に振り込む取扱いと、利用者自身が自治体に請求する取扱いに分かれている。利子補給に係る利用者の事務負担も考えて融資制度を選ぶようアドバイスしよう。